

## 長久手市付属機関等の会議の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 付属機関等の会議の公開に関する基準（平成15年4月1日施行）第4条に基づき、付属機関等の会議を公開するに当たり、傍聴に関して必要な事項を定めることにより、会議公開の円滑な運営を図ることを目的とする。

(傍聴者の定数)

第2条 傍聴者の定員はおおむね5名以上となるよう配慮しなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者名簿に氏名、住所を明記し、係員の指示を受けるものとする。

(入場できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加える又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのある物を所持する者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は次の各号の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明してはならない
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、当該付属機関等の長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 携帯電話等の電源は切っておくこと
- (5) 飲食又は喫煙を行わないこと
- (6) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 傍聴者がこの要領に違反するときは、当該附属機関等の長は、これを制止し、従わないときは退場させることができるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。